

平成27年12月22日
保険局医療課医療指導監査室
(担当・内線) 室長補佐 十文字(3286)
室長補佐 日 巻(3286)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2578

報道関係者 各位

平成26年度における保険医療機関等の 指導・監査等の実施状況について(概況)

1 指導・監査等の実施件数

個別指導	4,466件	(対前年度比 66件増)
新規個別指導	6,518件	(対前年度比348件増)
適時調査	2,347件	(対前年度比161件減)
監査	87件	(対前年度比 7件減)

2 取消等の状況

・保険医療機関等	41件	(対前年度比18件減)
(内訳) 指定取消	: 17件	(対前年度比 3件減)
指定取消相当	: 24件	(対前年度比15件減)
・保険医等	30人	(対前年度比 4人増)
(内訳) 登録取消	: 29人	(対前年度比 3人増)
登録取消相当	: 1人	(対前年度比 1人増)

特徴等

- ・ 保険医療機関等の指定取消処分(指定取消相当を含む。)の原因(不正内容)を見ると、不正請求(架空請求、付増請求、振替請求、二重請求)がそのほとんどを占めている。
- ・ 指定取消処分(指定取消相当を含む。)に係る端緒としては、保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等からの通報が25件と取消(指定取消相当を含む。)件数の過半数を占めている。

3 返還金額

保険医療機関等から返還を求めた額は、約133億2千万円(対前年度比約12億8千万円減)
(内訳)

・ 指導による返還分	: 約41億3千万円	(対前年度比約 7億2千万円増)
・ 適時調査による返還分	: 約65億2千万円	(対前年度比約 3億4千万円増)
・ 監査による返還分	: 約26億7千万円	(対前年度比約 23億4千万円減)

平成 26 年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1, 604件	1, 365件	1, 497件	4, 466件
保 険 医 等	7, 797人	2, 196人	2, 073人	12, 066人

(2) 新規個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 097件	1, 623件	2, 798件	6, 518件
保 険 医 等	2, 355人	1, 916人	3, 538人	7, 809人

(3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	4, 170件	5, 058件	3, 851件	13, 079件

2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 346件	0件	1件	2, 347件

3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	35件	45件	7件	87件
保 険 医 等	112人	148人	32人	292人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分		医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	指 定 取 消	7件	9件	1件	17件
	指 定 取 消 相 当	8件	10件	6件	24件
	計	15件	19件	7件	41件
保 険 医 等	登 録 取 消	8人	13人	8人	29人
	登 録 取 消 相 当	0人	1人	0人	1人
	計	8人	14人	8人	30人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 25件（保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等）
- (2) その他 16件

6. 返還金額の状況

返還金額は、133億2,377万円であった。

- ・ 指導による返還分 41億3,453万円
- ・ 適時調査による返還分 65億1,527万円
- ・ 監査による返還分 26億7,397万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	22	23	24	25	26	年度	22	23	24	25	26
個別指導	医科	1,399	1,428	1,553	1,563	1,604	医師	2,282	5,993	5,074	8,166	7,797
	歯科	1,341	1,253	1,358	1,400	1,365	歯科医師	2,040	1,900	1,854	2,126	2,196
	薬局	1,321	1,274	1,391	1,437	1,497	薬剤師	1,698	1,836	2,245	1,905	2,073
	計	4,061	3,955	4,302	4,400	4,466	計	6,020	9,729	9,173	12,197	12,066
新規個別指導	医科	2,219	2,039	2,205	2,104	2,097	医師	2,472	2,297	2,939	2,475	2,355
	歯科	1,390	1,390	1,522	1,557	1,623	歯科医師	1,521	1,607	1,921	1,822	1,916
	薬局	2,263	2,205	2,376	2,509	2,798	薬剤師	2,721	3,052	3,588	3,383	3,538
	計	5,872	5,634	6,103	6,170	6,518	計	6,714	6,956	8,448	7,680	7,809
集団指導	医科	5,332	4,742	4,565	4,499	4,170						
	歯科	5,027	5,043	5,085	5,003	5,058						
	薬局	3,668	3,769	3,702	3,967	3,851						
	計	14,027	13,554	13,352	13,469	13,079						
適時調査	医科	2,099	2,124	2,217	2,453	2,346						
	歯科	0	10	22	12	0						
	薬局	18	140	170	43	1						
	計	2,117	2,274	2,409	2,508	2,347						
監査	医科	98	100	53	37	35	医師	263	225	147	101	112
	歯科	47	45	35	47	45	歯科医師	134	96	78	98	148
	薬局	14	16	9	10	7	薬剤師	38	39	17	33	32
	計	159	161	97	94	87	計	435	360	242	232	292
当取消 含む(取消相)	医科	8	20	42	37	15	医師	7	10	12	9	8
	歯科	12	21	22	21	19	歯科医師	13	21	24	16	14
	薬局	2	4	8	1	7	薬剤師	0	3	6	1	8
	計	22	45	72	59	41	計	20	34	42	26	30

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		22	23	24	25	26
保険者等からの情報提供		12	26	38	30	25
その他		10	19	34	29	16
合計		22	45	72	59	41

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合 計	
22	273,106	320,000	161,291	754,397	—
23	207,754	558,133	63,513	829,401	75,004
24	405,599	722,491	175,799	1,303,890	474,489
25	341,903	617,508	501,756	1,461,167	157,277
26	413,453	651,527	267,397	1,332,377	▲128,790

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	34	23	14	71	41	18	34	93	0	231	167	398	184	0	0	184	1	1	0	2
02 青森	21	24	23	68	15	11	26	52	38	44	45	127	50	0	0	50	1	0	0	1
03 岩手	33	26	22	81	19	8	15	42	34	51	45	130	50	0	0	50	0	1	0	1
04 宮城	39	22	43	104	36	45	40	121	59	85	83	227	71	0	0	71	0	3	0	3
05 秋田	15	19	20	54	2	10	15	27	41	37	40	118	32	0	0	32	0	0	0	0
06 山形	33	21	21	75	14	8	25	47	31	39	43	113	39	0	0	39	0	0	0	0
07 福島	44	33	35	112	16	7	31	54	41	71	66	178	64	0	0	64	0	2	0	2
08 茨城	53	55	43	151	33	19	67	119	54	88	88	230	43	0	0	43	0	0	0	0
09 栃木	23	39	27	89	32	22	70	124	69	76	58	203	33	0	0	33	1	3	0	4
10 群馬	30	38	30	98	24	22	49	95	83	64	57	204	38	0	0	38	0	1	0	1
11 埼玉	71	87	79	237	104	109	131	344	167	214	177	558	36	0	0	36	0	0	0	0
12 千葉	57	18	59	134	96	76	110	282	138	240	157	535	45	0	0	45	1	1	0	2
13 東京	64	69	114	247	342	265	308	915	437	794	374	1,605	108	0	0	108	5	4	2	11
14 神奈川	74	87	109	270	130	118	206	454	176	330	161	667	48	0	0	48	1	0	0	1
15 新潟	41	18	38	97	33	35	111	179	44	97	78	219	37	0	0	37	0	0	0	0
16 山梨	17	16	15	48	10	9	17	36	25	33	33	91	24	0	0	24	0	0	0	0
17 長野	31	36	33	100	26	22	58	106	58	72	60	190	46	0	0	46	0	3	0	3
18 富山	27	19	14	60	10	4	32	46	28	35	29	92	43	0	1	44	0	1	0	1
19 石川	31	20	17	68	13	9	24	46	18	39	33	90	51	0	0	51	0	0	0	0
20 岐阜	10	29	13	52	16	27	44	87	69	65	70	204	35	0	0	35	3	0	2	5
21 静岡	28	60	42	130	71	46	103	220	90	134	120	344	45	0	0	45	0	0	0	0
22 愛知	39	64	86	189	103	87	147	337	212	280	223	715	68	0	0	68	3	0	0	3
23 三重	39	32	27	98	26	15	39	80	51	61	54	166	52	0	0	52	1	0	0	1
24 福井	10	11	9	30	15	12	33	60	21	24	18	63	38	0	0	38	0	0	0	0
25 滋賀	27	15	20	62	20	23	44	87	34	37	34	105	36	0	0	36	0	1	0	1
26 京都	14	13	34	61	46	31	59	136	151	105	56	312	65	0	0	65	1	1	0	2
27 大阪	57	35	17	109	195	172	263	630	502	429	278	1,209	82	0	0	82	6	5	1	12
28 兵庫	31	31	23	85	128	67	118	313	303	235	184	722	62	0	0	62	1	2	0	3
29 奈良	33	23	20	76	34	14	34	82	40	45	35	120	38	0	0	38	1	0	0	1
30 和歌山	33	18	16	67	24	16	30	70	46	35	33	114	37	0	0	37	1	0	0	1
31 鳥取	15	11	9	35	7	1	8	16	18	21	18	57	27	0	0	27	0	1	1	2
32 島根	26	12	16	54	12	4	10	26	23	21	23	67	32	0	0	32	0	0	0	0
33 岡山	35	6	23	64	37	31	30	98	95	0	56	151	58	0	0	58	2	0	0	2
34 広島	24	17	47	88	54	28	57	139	167	120	112	399	60	0	0	60	1	0	1	2
35 山口	43	22	30	95	23	18	32	73	66	55	61	182	41	0	0	41	0	0	0	0
36 徳島	21	18	15	54	8	6	11	25	30	35	30	95	38	0	0	38	0	2	0	2
37 香川	22	20	20	62	16	9	27	52	39	37	40	116	48	0	0	48	2	1	0	3
38 愛媛	36	29	22	87	21	9	26	56	63	58	43	164	41	0	0	41	0	1	0	1
39 高知	26	15	15	56	11	7	13	31	30	28	24	82	43	0	0	43	0	2	0	2
40 福岡	44	48	72	164	107	71	128	306	259	239	204	702	93	0	0	93	1	1	0	2
41 佐賀	25	6	17	48	10	13	10	33	23	35	40	98	18	0	0	18	0	1	0	1
42 長崎	54	30	28	112	19	16	23	58	57	58	57	172	50	0	0	50	1	0	0	1
43 熊本	40	33	30	103	20	20	37	77	73	71	57	201	43	0	0	43	1	0	0	1
44 大分	37	22	21	80	13	11	12	36	37	44	41	122	50	0	0	50	0	1	0	1
45 宮崎	30	21	21	72	15	9	15	39	35	40	43	118	40	0	0	40	0	0	0	0
46 鹿児島	38	33	33	104	21	17	42	80	47	59	65	171	44	0	0	44	0	5	0	5
47 沖縄	29	21	15	65	29	26	34	89	48	47	38	133	20	0	0	20	0	1	0	1
合計	1,604	1,365	1,497	4,466	2,097	1,623	2,798	6,518	4,170	5,058	3,851	13,079	2,346	0	1	2,347	35	45	7	87

9. 保 険 医 療 機 関 等 取 消 等 状 況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指 定 取 消 (相当) 年月日	返 還 額	主 な 事 故 内 容	氏 名	登 録 取 消 (相当) 年月日
北 海 道	医療法人社団健和会 おおつぼクリニック (H26.10.31廃止)	医	(H26.11.19)	8,126千円	架空請求、付増請求、 その他の請求	大坪 芳和	H26.11.26
北 海 道	たりさわ歯科クリニック (H26.10.1廃止)	歯	(H27.2.20)	25,512千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	足澤 明彦	H27.2.20
岩 手	スピード調剤川又薬局 (H24.12.31廃止)	薬	(H26.10.22)	精査中	架空請求、付増請求	-	-
岩 手	福岡調剤薬局 (H23.4.30廃止)	薬	(H26.10.22)	精査中	架空請求	-	-
宮 城	長町デンタルクリニック (H26.1.31廃止)	歯	(H26.10.22)	3,069千円	架空請求	-	-
山 形	佐久間歯科医院	歯	H26.6.12	2,481千円	架空請求、付増請求	佐久間 寅治	H26.6.12
栃 木	佐野大橋クリニック (H24.5.31廃止)	医	(H27.1.23)	486千円	付増請求	渡邊 靖夫	H27.1.23
千 葉	山川歯科医院	歯	H26.7.25	407千円	付増請求	山川 博	H26.7.25
東 京	とよしま医院	医	H26.7.25	20,271千円	付増請求	豊島 宅男	H26.7.25
東 京	医療社団法人 八重洲センタークリニック (H25.8.30廃止)	医	(H26.4.18)	2,660千円	付増請求	駿河 敬次郎	H26.4.18
東 京	星合内科小児科医院	医	H26.10.17	精査中	その他の請求	星合 圭	H26.10.17
東 京	高垣歯科医院	歯	H27.3.20	精査中	架空請求	高垣 精介	H27.3.20
東 京	いとう調剤薬局	薬	H26.7.25	7,153千円	その他の請求	伊藤 英俊 江口 民洋	H26.7.25
東 京	アスコ薬局 (H26.6.7廃止)	薬	(H26.12.19)	4,240千円	その他の請求	齋藤 全楊	H26.12.19
愛 知	はっとり歯科 (H26.11.17廃止)	歯	(H26.12.11)	785千円	その他の請求	服部 智哉	H26.12.11
岐 阜	こまくさ薬局大垣店 (H25.12.31廃止)	薬	(H27.3.11)	精査中	付増請求、その他の請求	-	-
静 岡	名倉ストレスクリニック	医	H26.10.16	3,723千円	架空請求、付増請求、 その他の請求	名倉 理志	H26.10.16
京 都	岡田歯科医院 (H26.12.31廃止)	歯	(H27.3.9)	精査中	架空請求、付増請求	岡田 勝彦	H27.3.9
大 阪	医療法人春次会 ツイン春次クリニック	医	H26.8.14 【執行停止中】	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求	-	-
大 阪	野上歯科医院 (H24.5.31廃止)	歯	(H26.7.7)	1,676千円	架空請求、付増請求、 振替請求	野上 恭嗣	H26.7.14
大 阪	りんご薬局 (H24.2.10廃止)	薬	(H26.7.7)	精査中	監査拒否	網野 克子 米田 真理子※ 坪倉 秀美※ 田中 延彦※	H26.7.14 【※は執行停止 中】
兵 庫	黒田泌尿器科 (H26.8.31廃止)	医	(H26.9.8)	34,845千円	付増請求	-	-
兵 庫	野上歯科医院	歯	H26.7.14	3,683千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	野上 恭嗣	H26.7.14
兵 庫	井上歯科医院	歯	H26.4.1	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	井上 豊明	H26.4.1
兵 庫	佐々木歯科診療所	歯	H27.1.2	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	佐々木 貴也	H27.1.2
広 島	みずほ歯科クリニック (H24.12.15廃止)	歯	(H26.7.1)	精査中	二重請求、その他の請求	竹内 善和	H26.7.1
鳥 取	諏訪部歯科診療所 (H25.1.31廃止)	歯	(H26.6.17)	2,584千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	諏訪部 弘一郎 (H25.11.25登録抹消)	(H26.6.17)

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指 定 取 消 (相当)年月日	返 還 額	主 な 事 故 内 容	氏 名	登 録 取 消 (相当)年月日
香 川	社会医療法人財団エム・アイ・ユー 麻田総合病院	医	H26. 4. 1	精査中	付増請求、虚偽の届出	-	-
香 川	医療法人社団ジーアンドケー 五番丁病院 (H26. 3. 31廃止)	医	(H26. 5. 1)	193, 371千円	虚偽の届出、その他の請求	-	-
愛 媛	石井デンタルクリニック	歯	H27. 2. 26	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	村上 士朗	H27. 2. 26
福 岡	医療法人社団清涼会 岡垣記念病院	医	H26. 6. 1	333, 495千円	その他の請求	-	-
福 岡	古橋歯科医院 (H21. 8. 18廃止)	歯	(H26. 12. 22)	精査中	振替請求、その他の請求	-	-
福 岡	医療法人イアシス会 福智歯科医院 (H24. 2. 29廃止)	歯	(H26. 12. 22)	精査中	振替請求、その他の請求	-	-
福 岡	社会福祉法人せいうん会 菜の花クリニック (H24. 1. 5廃止)	歯	(H26. 12. 22)	2, 578千円	振替請求、その他の請求	-	-
長 崎	心サポートクリニック (H24. 11. 30廃止)	医	(H27. 3. 3)	精査中	無資格者の医療行為	多々良 一郎	H27. 3. 3
長 崎	医療法人やまさき歯科医院	歯	H26. 6. 17	2, 960千円	付増請求	山崎 大介	H26. 6. 17
大 分	医療法人社団明日葉会土屋歯科口腔外科クリニック	歯	H27. 3. 4	精査中	その他の請求	土屋 太一	H27. 3. 4
宮 崎	医療法人山水会脇坂内科医院	医	H26. 8. 1	精査中	付増請求	脇坂 治	H26. 8. 1
宮 崎	ひむか24時間薬局 (H26. 9. 20廃止)	薬	(H26. 10. 22)	63, 646千円	付増請求、その他の請求	金野 卓治	H26. 10. 22
沖 縄	パークサイド・メンタルクリニック (H24. 9. 28廃止)	医	(H26. 10. 22)	精査中	付増請求、虚偽の届出	-	-
沖 縄	小禄西クリニック (H24. 4. 29廃止)	医	(H26. 10. 22)	精査中	架空請求、二重請求、	-	-
○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当	○保険医等		登録取消	登録取消相当
	医 科	7件	8件		医 師	8人	0人
	歯 科	9件	10件		歯科医師	13人	1人
	薬 局	1件	6件		薬 剤 師	8人	0人
	計	17件	24件		計	29人	1人

※1 保険医療機関等取消（相当）年月日及び保険医等取消（相当）年月日のうち、括弧書きで記載した年月日については、取消相当年月日である。

※2 返還額は、平成27年10月末に各地方厚生（支）局より報告を受けているものである。

※3 複数の保険医療機関等に記載された同姓同名の保険医等については、同一人物であり登録取消（相当）の人数は1人として計上している。

10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

【 医 科 】

保険医療機関等名	不正の区分	返 還 金 額	不 正 の 内 容 等
(北海道) 医療法人社団健和会 おおつぼクリニック (H26.10.31 廃止)	架空請求 付増請求 その他の請求	8,126 千円	1. 監査に至った経緯 保険者から北海道厚生局に対して不当請求の情報提供があり、個別指導を実施したところ、診療録と診療報酬明細書の記載内容が相違する等、診療内容及び診療報酬請求に関して不正及び不当が強く疑われたことから、個別指導を中止し、監査を実施した。 2. 監査結果 ・ 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた ・ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた ・ 健康診断を保険診療したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた 等 3. 処 分 等 平成26年11月19日 保険医療機関の指定取消相当、保険医の登録取消
(福岡県) 医療法人社団清涼会 岡垣記念病院	その他の請求	333,495 千円	1. 監査に至った経緯 適時調査を実施したところ、一般病棟入院基本料(13:1)の施設基準を満たしていない疑いが生じたため個別指導を実施。個別指導において一般病棟入院基本料(13:1)の施設基準に適合しているかのように装い、虚偽の届出を行っている疑いが濃厚となったことから、監査を実施した。 2. 監査結果 ・ 一般病棟入院基本料(13:1)の施設基準について、看護要員の1人あたりの月平均夜勤時間数が72時間以下であることとの要件を満たしていないにもかかわらず満たしているものとして、実際の勤務実態とは異なる虚偽の届出を行い、診療報酬を不正に請求していた 等 3. 処 分 等 平成26年6月1日 保険医療機関の指定取消

【 歯 科 】

保険医療機関等名	不正の区分	返 還 金 額	不 正 の 内 容 等
(山形県) 佐久間歯科医院	架空請求 付増請求	2,481 千円	<p>1. 監査に至った経緯 東北厚生局に対し、不正請求の情報提供があり、個別指導を実施したところ、診療内容及び診療報酬請求に関して不正及び不当が疑われたため、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた ・ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた <p>3. 処 分 等 平成26年6月12日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>

【 薬 局 】

保険医療機関等名	不正の区分	返 還 金 額	不 正 の 内 容 等
(東京都) いとう調剤薬局	その他の請求	7,153 千円	<p>1. 監査に至った経緯 関東信越厚生局に対し、不正請求の情報提供があり、個別指導を実施したところ、調剤報酬請求に関して不正及び不当が疑われたため、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の保険医療機関から直接持ち込まれた処方箋に基づいて調剤し、その薬は、特定の保険医療機関に届けるのみで患者等に会うことなく調剤報酬を不正に請求していた <p>3. 処 分 等 平成26年7月25日 保険薬局の指定取消、保険薬剤師の登録取消</p>

※ 返還金額は、平成27年10月末に各地方厚生(支)局より報告を受けているものである。

(用語解説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関または薬局の申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師または薬剤師の申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他の請求

- a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合
- d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査または監査の結果、不正請求または不当請求が確認された場合に、同様の事故について保険医療機関等において自主点検のうえ地方厚生(支)局に提出した返還同意書に記載された金額。(ただし、新規個別指導については、指導時に指摘した金額のみ)

本資料(※「9. 保険医療機関等取消等状況」を除く。)における返還金額は、例えば指導に関するものであれば、次の額の合計額となる。

- ・ 平成26年度に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、平成27年3月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したもの
- ・ 平成25年度以前に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、平成27年3月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したもの

※「9. 保険医療機関等取消等状況」における返還金額は、当該資料の※2のとおり。

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集団的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(経過観察・再指導・要監査)が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集団的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約400種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。

本資料における監査件数(人数)は、平成26年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。